

防地防第 3 5 9 9 号  
2 2 . 3 . 2 9  
一部改正 防地防第 7 3 2 3 号  
2 2 . 6 . 3  
防地防第 1 1 3 2 6 号  
2 3 . 9 . 2 0  
防地防第 8 8 7 号  
2 4 . 1 . 3 0  
防地防第 5 5 0 6 号  
2 4 . 4 . 2 3  
防地防第 1 3 2 0 号  
2 6 . 2 . 6  
防地防第 4 5 2 0 号  
2 6 . 3 . 2 7  
防地防（事）第 6 1 号  
令和 3 年 3 月 3 0 日  
防地地（事）第 1 1 7 号  
令和 4 年 3 月 3 1 日  
防地地（事）第 4 1 7 号  
令和 5 年 1 2 月 2 2 日  
防地地（事）第 1 8 2 号  
令和 6 年 3 月 2 9 日

各地方防衛局長 殿

事務次官

防衛施設周辺における住宅防音事業及び空気調和機器稼働事業に関する補助金交付要綱第 2 条第 5 号及び第 6 号に規定する別に定める区域及び期日について（通達）

標記について、防衛施設周辺における住宅防音事業及び空気調和機器稼働事業に関する補助金交付要綱（平成 2 2 年防衛省訓令第 1 0 号）第 2 条第 5 号及び第 6 号の規定に基づき、別表第 1 及び別表第 2 のとおり定められたので通達する。

なお、防衛施設周辺特定住宅防音事業補助金交付要綱第 1 条に規定する別に定める区域及び期日について（施本第 1 2 0 7 号（C F T）。6 . 6 . 2 8）、嘉手納飛行場周辺告示後住宅防音事業補助金交付要綱第 1 条に規定する別に定める区域及び期日について（施本第 4 5 号（C F S）。1

4. 1. 17) 及び防衛施設周辺告示後住宅防音事業補助金交付要綱第1条に規定する別に定める区域及び期日について（施本第1399号（CFS））。17. 10. 20）は、廃止する。

添付書類：1 別表第1「防衛施設周辺特定住宅防音事業に係る区域及び期日について」  
2 別表第2「防衛施設周辺告示後住宅防音事業に係る区域及び期日について」

## 防衛施設周辺特定住宅防音事業に係る区域及び期日について

番号	区 域	期 日
1	千歳飛行場に係る第一種区域として、昭和56年10月31日防衛施設庁告示第21号により告示した区域	昭和57年3月31日
2	三沢飛行場に係る第一種区域として、昭和54年9月5日防衛施設庁告示第19号、昭和56年10月31日防衛施設庁告示第25号、昭和58年9月10日防衛施設庁告示第19号及び昭和63年10月31日防衛施設庁告示第15号により告示した区域	平成11年3月30日
3	三沢対地射爆撃場に係る第一種区域として、昭和54年9月5日防衛施設庁告示第20号、昭和58年9月10日防衛施設庁告示第20号及び平成元年3月30日防衛施設庁告示第6号により告示した区域	平成11年3月30日
4	八戸飛行場に係る第一種区域として、昭和55年12月26日防衛施設庁告示第23号により告示した区域	昭和58年3月10日
5	松島飛行場に係る第一種区域として、昭和54年8月31日防衛施設庁告示第14号、昭和55年12月26日防衛施設庁告示第24号及び昭和58年3月10日防衛施設庁告示第4号により告示した区域	昭和61年2月25日
6	百里飛行場に係る第一種区域として、昭和56年10月31日防衛施設庁告示第22号及び昭和58年12月24日防衛施設庁告示第32号により告示した区域	平成元年6月30日
7	入間飛行場に係る第一種区域として、昭和54年8月31日防衛施設庁告示第15号及び昭和55年9月10日防衛施設庁告示第10号により告示した区域	昭和58年12月24日

8	下総飛行場に係る第一種区域として、昭和56年10月31日防衛施設庁告示第18号により告示した区域	昭和61年2月25日
9	横田飛行場に係る第一種区域として、昭和54年8月31日防衛施設庁告示第17号及び昭和55年9月10日防衛施設庁告示第14号により告示した区域	昭和59年3月31日
10	厚木飛行場に係る第一種区域として、昭和54年9月5日防衛施設庁告示第18号、昭和56年10月31日防衛施設庁告示第19号及び昭和59年5月31日防衛施設庁告示第9号により告示した区域	昭和61年9月10日
11	小松飛行場に係る第一種区域として、昭和53年12月28日防衛施設庁告示第19号、昭和55年9月10日防衛施設庁告示第12号及び昭和57年6月28日防衛施設庁告示第10号により告示した区域	昭和59年12月20日
12	岐阜飛行場に係る第一種区域として、昭和54年6月15日防衛施設庁告示第6号及び昭和55年9月10日防衛施設庁告示第11号により告示した区域	昭和60年3月18日
13	浜松飛行場に係る第一種区域として、昭和54年8月31日防衛施設庁告示第16号により告示した区域	昭和56年7月18日
14	静岡飛行場に係る第一種区域として、昭和56年10月31日防衛施設庁告示第23号により告示した区域	昭和60年3月18日
15	美保飛行場に係る第一種区域として、昭和56年7月18日防衛施設庁告示第11号及び昭和58年3月10日防衛施設庁告示第5号により告示した区域	平成3年6月12日
16	岩国飛行場に係る第一種区域として、昭和53年12月28日防衛施設庁告示第20号、昭和55年9月10日防衛施設庁告示第15号及び昭和57年6月28日防衛施設庁告示第11号により告示した区域	平成4年3月27日

17	徳島飛行場に係る第一種区域として、昭和55年9月10日防衛施設庁告示第13号により告示した区域	昭和57年3月31日
18	築城飛行場に係る第一種区域として、昭和54年7月14日防衛施設庁告示第8号、昭和55年12月26日防衛施設庁告示第25号及び昭和58年9月10日防衛施設庁告示第18号により告示した区域	平成4年10月22日
19	芦屋飛行場に係る第一種区域として、昭和54年7月14日防衛施設庁告示第9号及び昭和55年12月26日防衛施設庁告示第26号により告示した区域	昭和58年3月10日
20	目達原飛行場に係る第一種区域として、昭和63年10月31日防衛施設庁告示第14号により告示した区域	平成5年12月3日
21	新田原飛行場に係る第一種区域として、昭和54年7月14日防衛施設庁告示第10号、昭和56年10月31日防衛施設庁告示第24号及び昭和58年3月10日防衛施設庁告示第7号により告示した区域	平成5年7月1日
22	鹿屋飛行場に係る第一種区域として、昭和56年10月31日防衛施設庁告示第20号及び昭和58年3月10日防衛施設庁告示第3号により告示した区域	昭和59年12月20日
23	嘉手納飛行場に係る第一種区域として、昭和53年12月28日防衛施設庁告示第21号により告示した区域及び昭和56年7月18日防衛施設庁告示第12号により告示した区域	昭和58年3月10日
24	普天間飛行場に係る第一種区域として、昭和56年7月18日防衛施設庁告示第13号により告示した区域	昭和58年9月10日

## 防衛施設周辺告示後住宅防音事業に係る区域及び期日について

番号	区 域	期 日
1	<p>三沢飛行場に係る第一種区域として、昭和54年9月5日防衛施設庁告示第19号により告示した区域並びに第二種区域として、昭和63年10月31日防衛施設庁告示第15号、平成7年10月13日防衛施設庁告示第9号及び平成11年3月30日防衛施設庁告示第5号により告示した区域</p>	令和6年3月29日
2	<p>松島飛行場に係る第一種区域における85WEC PNL以上の区域として、次に示す区域（平成18年12月26日における行政区画によって表示）のうち付図第1に示す部分</p> <p>東松島市矢本字下前、字下立沼前、字板取、字立沼、字立沼前、字沼南、字赤松、大曲字新沼、字櫓前、字上七丁、字下七丁、字台、字上台、字下台、字土手下、字土手下南、字道下、字道下南、牛網字西中浮足、字東大浮足、字海辺、字新東中浮足、字新西大浮足、字新北大浮足、字新上村松、字西大浮足、字南大浮足、字新西中浮足、浜市字東浮足、字西浮足、字新西浮足、字須賀松</p>	平成8年2月25日
3	<p>横田飛行場に係る第一種区域における85WEC PNL以上の区域として、次に示す区域（平成17年10月20日における行政区画によって表示）のうち付図第2に示す部分</p> <p>立川市西砂町三丁目、西砂町四丁目</p> <p>昭島市大神町一丁目、大神町二丁目、昭和町五丁目、上川原町二丁目、上川原町三丁目、田中町一丁目、拝島町、松原町一丁目、松原町二丁目、緑町一丁目、美堀町二丁目、美堀町三丁目、美堀町四丁目</p> <p>福生市大字熊川</p> <p>東京都西多摩郡瑞穂町大字殿ヶ谷、大字石畑、大字箱根ヶ崎、大字武蔵、箱根ヶ崎東松原、南平一丁目、むさし野三丁目</p>	平成17年10月20日
4	<p>厚木飛行場に係る第一種区域における85WEC PNL以上の区域として、次に示す区域（平成18年1月31日における行政区画によって表示）のう</p>	平成18年1月17日

ち付図第 3 の示す部分

藤沢市円行、円行二丁目、石川、石川五丁目、石川六丁目、桐原町、長後、下土棚、土棚、葛原、菖蒲沢

大和中央林間一丁目、中央林間二丁目、中央林間三丁目、中央林間四丁目、中央林間五丁目、中央林間六丁目、南林間一丁目、南林間二丁目、南林間三丁目、南林間四丁目、南林間五丁目、南林間六丁目、南林間七丁目、南林間八丁目、林間一丁目、林間二丁目、鶴間一丁目、鶴間二丁目、西鶴間一丁目、西鶴間二丁目、西鶴間三丁目、西鶴間四丁目、西鶴間五丁目、西鶴間六丁目、西鶴間七丁目、西鶴間八丁目、下鶴間、下鶴間一丁目、深見西三丁目、深見西五丁目、深見西七丁目、上草柳、上草柳一丁目、上草柳二丁目、上草柳三丁目、上草柳四丁目、上草柳五丁目、上草柳六丁目、上草柳七丁目、上草柳八丁目、上草柳九丁目、桜森一丁目、桜森二丁目、桜森三丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目、中央五丁目、中央六丁目、下草柳、草柳一丁目、草柳二丁目、草柳三丁目、柳橋五丁目、福田、代官一丁目、代官二丁目、代官三丁目、代官四丁目、福田七丁目

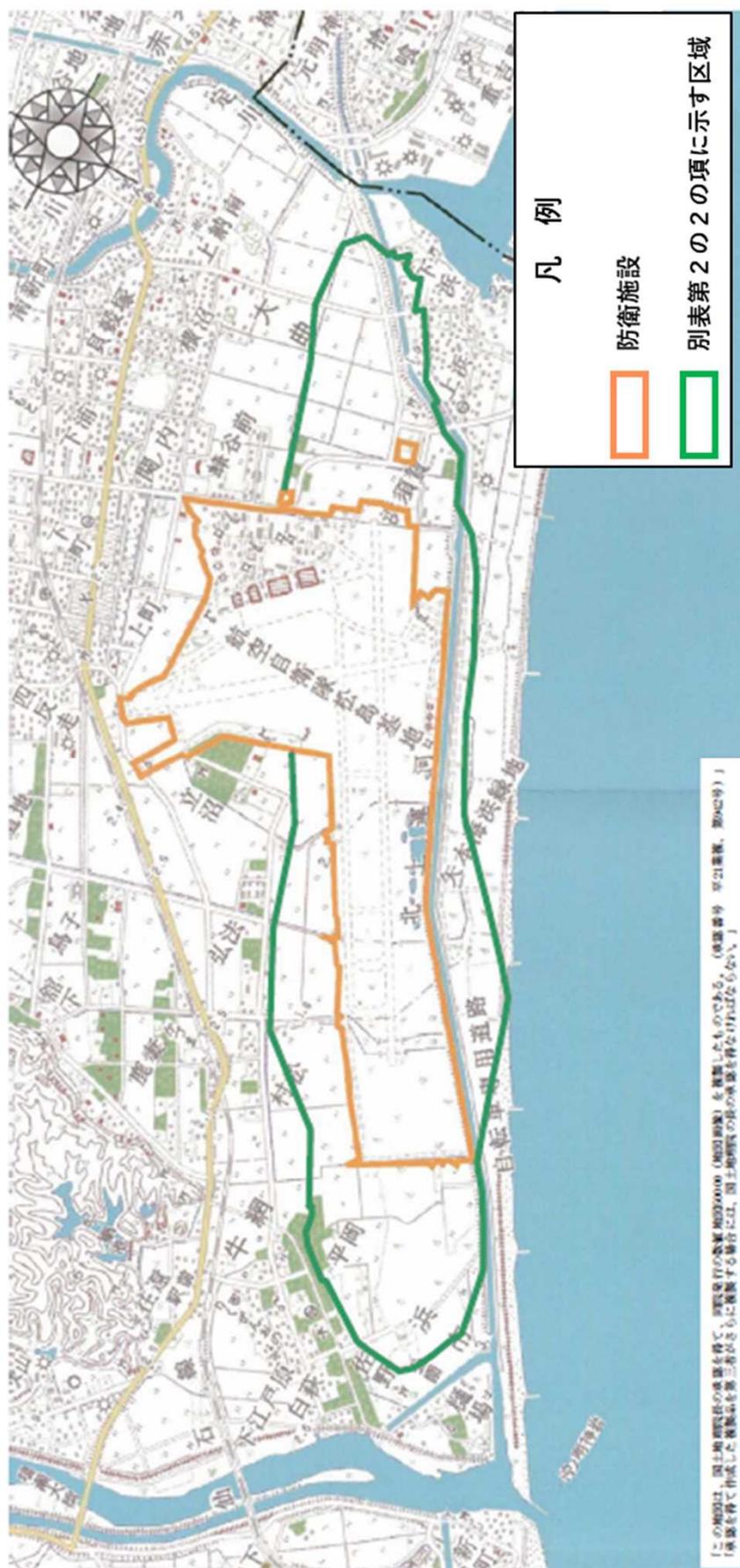
座間市ひばりが丘一丁目、ひばりが丘二丁目、ひばりが丘三丁目

綾瀬市深谷、深谷中八丁目、深谷中九丁目、深谷南三丁目、深谷南四丁目、深谷南五丁目、深谷南七丁目、落合北四丁目、落合北七丁目、落合南四丁目、落合南五丁目、落合南六丁目、落合南八丁目、落合南九丁目、蓼川三丁目、上土棚北一丁目、上土棚北二丁目、上土棚北三丁目、上土棚北四丁目、上土棚北五丁目、上土棚南一丁目、上土棚南二丁目、上土棚南三丁目、上土棚南四丁目、上土棚南五丁目、上土棚南六丁目、上土棚中一丁目、上土棚中二丁目、上土棚中三丁目、上土棚中四丁目、上土棚中五丁目、上土棚中六丁目、上土棚中七丁目、本蓼川

5	小松飛行場に係る第一種区域として、昭和 53 年 12 月 28 日防衛施設庁告示第 19 号により告示した区域	令和 5 年 12 月 22 日
6	浜松飛行場に係る第一種区域における 85 W E C P N L 以上の区域として、次に示す区域（平成 24 年 1 月 30 日における行政区画によって表示）のうちち付図第 4 に示す部分	平成 3 年 7 月 18 日

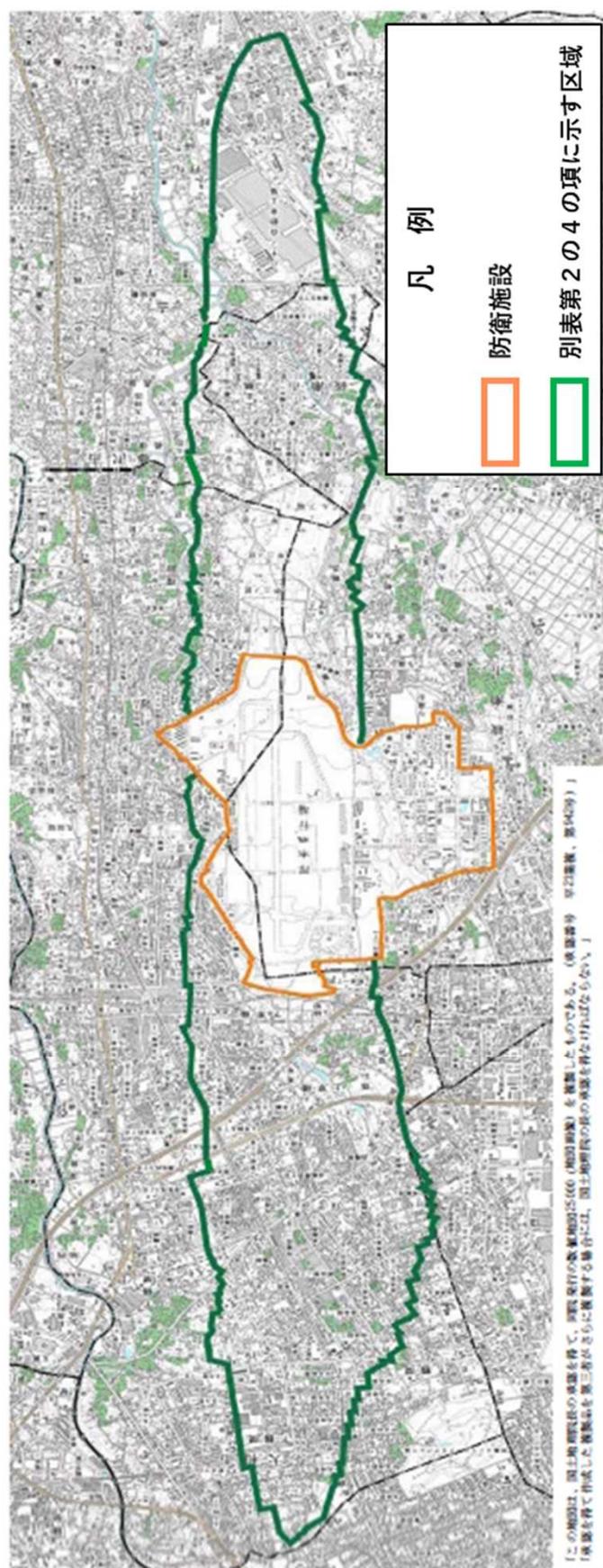
	浜松市中区小豆餅一丁目、泉三丁目、萩丘一丁目、和合町及び西区湖東町	
7	岩国飛行場に係る第一種区域として、昭和53年12月28日防衛施設庁告示第20号及び昭和55年9月10日防衛施設庁告示第15号により告示した区域	平成23年9月20日
8	新田原飛行場に係る第一種区域における80WECPNL以上の区域として、次に示す区域（令和4年3月31日における行政区画によって表示）のうち付図第5に示す部分 西都市大字右松、大字妻、大字三宅、大字清水、大字岡富、大字黒生野、大字三納、大字平郡及び大字鹿野田 宮崎県児湯郡新富町大字日置、大字三納代、大字上富田、大字下富田、大字伊倉、大字新田、大字上田島、富田一丁目、富田二丁目、富田三丁目、富田東一丁目、富田東二丁目、富田東三丁目、富田東四丁目、富田西一丁目、富田西二丁目、富田西三丁目、富田南一丁目、富田南二丁目、富田南三丁目、富田南四丁目、富田北一丁目及び富田北二丁目	平成15年8月29日
9	嘉手納飛行場に係る第一種区域として、昭和53年12月28日防衛施設庁告示第21号により告示した区域	平成20年3月10日
10	嘉手納飛行場に係る次に示す区域（平成14年1月17日における行政区画によって表示）のうち付図第6に示す部分 石川市字東恩納 具志川市字昆布及び字栄野比 沖縄市字大工廻、字知花及び字美里 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納 北谷町字伊平、字上勢頭、字港、字美浜、美浜二丁目及び美浜三丁目	平成20年3月10日

松島飛行場周辺に係る対象区域図





厚木飛行場周辺に係る対象区域図



浜松飛行場周辺に係る対象区域図

